

審議会等会議録 要約版

審議会等の名称	令和7年度第1回山口市人権施策推進審議会
開催日時	令和8年2月10日（火曜日）14:30～ 16:12
開催場所	サンフレッシュ山口 視聴覚室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	<審議会委員>井上 昇、金折 美津子、金子 敬史、島田 愛子、中藤 晶子、長村 淑子、馬場 幹雄、福永 俊明、舩永 和雄、松原 幸恵、村田 和子、山田 圭介、吉武 丈治 13名（敬称略）
欠席者	須原 志保、田中 安枝 2名（敬称略）
事務局	<地域生活部>鈴木地域生活部長、杉本部次長 <人権推進課>杉田人権推進課長、宮崎人権推進室長、小田口主査 <生活安全課>今谷生活安全課長
議題	人権施策推進審議会の議事内容 「山口市人権推進指針」の改定について
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 部長挨拶</p> <p>3. 会長及副会長選出</p> <p>4. 会長挨拶</p> <p><議長></p> <p>それでは、議題1の「人権施策推進審議会の議事内容」でございます。これについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>それでは資料1「山口市人権施策推進審議会の議事内容」に沿って説明します。</p> <p>平成27年度から本審議会において人権施策推進指針の改定作業に入り、平成28年度には、市民を対象にした人権に関する意識調査を実施し、平成29年度は、人権指針の分野別人権課題の内容について検討し、平成30年3月指針を改定しました。平成30年度に入って、人権推進指針に基づき、人権課題を中でも性の多様性の問題、外国人の人権をテーマに具体的に検討しました。さらに令和3年度は、性の多様性の問題について当事者と意見交換をしました。そして、令和5年度には犯罪被害者の支援に係る条例、令和6年3月には山口市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱が制定されました。本審議会の委員構成になりまして、令和6年度中は審議会を開催していないためこのたびが初めての開催になります。委員の任期については、令和8年の5月末までの任期となります。現在のところ、次の審議会の開催につきましては、特段の審議事項がない限りは、令和8年8月ごろを予定しておりますので、現在の委員さんの任期の開催につきましては、本日が最後の予定です。</p> <p>続きまして、議題にあります、パートナーシップ宣誓制度、並びに、犯罪被害者</p>

の支援条例につきまして、各担当者からご説明をいたします。

<事務局>

LGBTQなどの性的マイノリティの当事者である方が、互いにパートナーとして生活を共にし、相互に尊重し協力し合う関係であることを宣誓した申請書を市に提出することにより、市が二人の関係性を証明する宣誓書受領証を交付するものです。証明書と、受領書カードを発行します。先ほどの議事内容の説明のところでもありましたが、令和5年の7月と令和6年1月に本審議会の審議を経まして、山口市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱を策定し、令和6年4月1日に施行しまして、現在運用しているところでございます。本市ではこの制度を通じて、性的マイノリティの方々への、社会的理解を促進するとともに、当事者の方々が、本市で生活を送る上で、困りごとの軽減や解消に向けた手助けになるような制度となっております。但し、この制度につきましては、民法で定められている、婚姻制度のように相続権や扶養義務といった法律上の権利や義務などの効果が発生するものではありません。この宣誓をすることにより、資格要件を満たされた場合、市営住宅への入居申し込みができるようになるなどのメリットもございます。

制度を施行してから、これまで、本市で宣誓された方は3組ということになっております。山口県におきましても、令和6年9月に県のパートナーシップ宣誓制度が導入され、県のパートナーシップ制度を利用して宣誓された方々は昨年未までに17組と聞いております。

<事務局>

引き続きまして生活安全課です。山口犯罪被害者等支援条例につきまして説明します。本市では、山口市人権指針におきまして、犯罪被害者等の保護を具体的に取り組む人権課題と位置付けております。被害に遭われた方が1日でも早く平穏な生活を取り戻すことができますよう、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、本審議会の皆様に令和5年3月、そして7月にご意見をお伺いし、所定の手続きを経て、山口市犯罪被害者等支援条例を制定し、令和5年10月4日から施行したところでございます。

被害に遭われた方への支援としては、困りごとや不安についての総合的な相談窓口を、生活安全課内に設けまして、相談内容に応じて、市関係部局を初め、適切な関係機関を紹介したり、また、犯罪被害者支援に関する制度や様々な手続きを紹介するなど、被害に遭われた方の負担を軽減できるようにサポートをしているところです。

次に、山口市犯罪被害者等見舞い金制度についてです。犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は批判、犯罪被害者による直接的な被害の他にも様々な困難に直面されることが想定されます。そのひとつとして、経済的な負担があると言われております。このため、条例制定にあわせまして、具体的な支援策として、本市独自の見舞い金支給制度を創設しております。具体的な内容といたしましては、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族には30万円、疾病には20万円、性犯罪の被害に遭われた方には被害の内容によりまして、10万円または5万円を支給するものでございます。

これまでの制度創設以降、疾病が2件、性犯罪被害者見舞い金が3件を支給いたしております。犯罪被害者等が受けた被害からの回復または被害の軽減を図るとも

に、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、本市といたしましても、引き続き、山口県警察や犯罪被害者の会等の関係団体と連携協力しながら、犯罪被害者等の支援に取り組んで参ることとしております。

<議長>

どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。これに関してご意見、ご質問がございますでしょうか。

それでは、山口市人権推進指針の改定についてまず最初に、本市の人権教育啓発の取り組みにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それではまず資料「人権推進指針概要版」の見開きのページをお開きください。基本理念のところ、「誰もがお互いに認め合い、市民一人ひとりが人権を尊重するまち」の実現に向けて、様々な人権施策の取り組みを進めております。次にキーワードのところですが、この基本理念に基づいた様々な取り組みを進めるために、4つのキーワード「命、自由、平等、協働」を定め、様々な施策を展開しています。そして、人権教育・人権啓発の推進については、家庭・地域・職場・学校などにおきまして、市民、PTA、各地域の人権学習推進組織と連携しながら進めています。それから、分野別施策の推進ということで、山口市の人権指針の中では、16の分野別施策を掲げ進めているところでございます。

次に、「山口市人権教育・啓発」について説明します。令和7年度の人権教育・啓発計画がまとめてあります。4ページ以降については、令和6年度の取り組み内容を整理してあります。それぞれ、行政、学校、地域社会における取り組みごとに、具体的な実績を掲げています。

<議長>

ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問ございますか。

<事務局>

それでは、続きまして、改定に向けたスケジュールについてでございます。

指針改定のスケジュールにつきましてご説明します。令和7年度から令和9年度までの予定を記載をしております。令和8年度以降につきましては、人権に関する市民意識調査を実施し、その結果を踏まえ、人権推進指針改定の方向性を検討することとしています。令和9年度につきましては、人権推進指針改定の素案、それから分野別の人権施策の検討を予定しています。その後パブリックコメントを経て改定案を令和9年度中に完成し、令和10年4月から新しい指針のもとで施策を展開していく予定としています。

引き続きまして、資料6に基づき「分野別人権課題の比較整理表」を、私の方から説明をさせていただきます。

山口市の人権推進指針につきましては、16の分野別人権課題があると先ほど申

し上げたのですが、これに関連して、山口県、国がそれぞれ個別の人権課題としてどのような項目を挙げているかを比較するために作成した表でございます。一番左が山口市になり、改定が平成30年3月ですので今から8年前ということになります。次にその右が山口県の人権推進指針でございます、令和6年12月に改定作業を終えたばかりの新しい指針となっております。山口市と山口県を、左右で比べていただきますと、取り上げている人権課題の内容につきましてはほぼ同じであることは分かります。市は県の指針を参考にして、市独自の事情を踏まえて、現在の指針の形にまとめております。項目は同じですが、具体的な施策につきましては、各市町がそれぞれ検討し、進めているものです。それから、右に参りまして、「人権教育・啓発白書」というのを毎年法務省・文部科学省の両省で編さんしているものですが、令和7年6月の白書の内容の項目がこちらの表のものになります。特徴的なのが、1番上の行では、山口市と山口県では男女共同参画となっているんですが、こちらでは新たな女性にまつわる人権課題といたしまして、性被害、性暴力、DV、ハラスメントが書かれています。それから下に見ていきますと、ホームレス、人身取引、震災等の災害に起因する人権問題が書かれています。国として新たな人権課題として、こういった項目も取り上げていることが分かります。それから一番右の列のところになりますが、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」というものがございまして、昨年6月に20年ぶりぐらいに見直しがなされております。特徴的なのは、外国人の項目のところに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」について記載があります。今後、山口市の人権推進指針を改定するに当たりまして、向こう10年先を見越して市として人権課題の取り組みについて方向性を決めていく必要があり、県や国の動向も踏まえて取り上げるべき人権問題について参考にするためにこのような形で整理をしました。本日の審議会では、これらを参考にいただきながら、委員の皆様からいろいろとご意見を賜ることができたらと思いますので、よろしく願いいたします。

<議長>

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは続いて、意見交換の議事に入りたいと思います。先ほどからの説明にもありましたように、今後市では人権推進指針の改定に向けて着手することになっております。本日出席の皆さんからいろいろなご意見を頂戴したいと思います。人権推進指針の分野別課題のことに関連し、各団体に於いて、課題として認識されておられること、或いはご自身が普段生活しておられて感じておられる人権問題などについて、意見交換をお願いしたいと思います。ご発言ある方は、挙手いただいてご発言をお願いします。普段、考えておられることや、いろいろ人権に関わる、ご意見がございましたら頂戴できればと思います。

<A 委員>

意見ではないのですが、資料について訂正がありますのでお知らせします。人権推進指針の概要版の裏面に人権関係の相談機関一覧表がありますが、女性相談の中

で、以前は「女性の人権ホットライン」というのがあったのですが、それが昨年の10月から廃止になり、みんなの人権110番に統合になりました。

<事務局>

情報ありがとうございます。

<議長>

資料6で、県の人権推進指針が、令和6年12月に改定されたということですが、次の機会にはですね、いろいろと考える材料があるとよいと思うので、県の指針を用意いただくことが可能かお伺いします。

<事務局>

今後、山口市の指針改定をするに当たり、県がどういう視点で見直しをしたのかを参考にしたいと思っておりますので、次回の会議におきましては、県の指針並びに前回との変更点を整理し説明するようにしたいと思います。

<議長>

ありがとうございます。よろしく願いいたします。
他はいかがでしょうか。

<事務局>

ご意見を賜る参考としまして私の方から、前回の人権推進指針改定から今日まで約8年経過していることを申し上げておりますが、この間に、世の中どうということが起こったかを振り返ってみました。

まずは大きなこととしましては、2019年から2021年の間に、世界的に大流行したコロナがありました。コロナにより、大きな人権問題も発生しました。感染症に対する、様々な差別的な取り扱い、中でも、エッセンシャルワーカーと言われる職種の方に対する差別的な取り扱いが、一時的に非常に大きな話題となっております。

それから、その期間に重複しますが、2020年に開催予定だった、東京オリンピックが、1年延期されて2021年に開催されました。東京オリンピックのコンセプトとして掲げられていたのが、多様性と調和。こういった考え方を受け、国、県の方でも様々な検討がなされました。具体的には、多様性ということで性の多様性です。それから外国人に対するヘイトスピーチは、この頃からすでに問題視されておりましたので、ヘイトスピーチを定めた、国のガイドラインですとか、それから条例ですね、そういったものが策定されたり、或いは障がい者のパラリンピックもございましたので、会場周辺のバリアフリー化、男女平等、開会式では女性が旗手を務めたりとかそういったことも、かなり意識的にですね、取り組まれたことを聞いております。これが世の中の出来事で、あとは、最近では、令和6年度ですけれども、能登の震災がございました。全国的にも大きな災害だったわけですが、避難所における様々な人権問題への対応についてが話題となりました。それから最近のことでは、技術革新、SNSの関係ですね。特に問題となっております、SNSの普及によって、様々な差別的な書き込みが今、日常的に行われているということにな

っております。今回の選挙でも、フェイクニュースがかなり流されており、こういったものの中には、人権侵害に関わることも含まれている状況の中で、国の方としても対策を練っております、令和6年にそういった、差別的な書き込みをですね、規制するための法律としまして、情報プラットフォーム対処法が整備されております。これは大手のプロバイダーに対して、差別的な書き込み等があった場合には削除義務などを定めたものになりまして、実際にこれが機能していくためにはまだ様々な課題があると言われてるところでございます。

あとは、女性の人権に関連して、現在様々な問題を抱えて生活し、経済的にも困窮している女性が増えていることが問題になっております。こういう背景を受け、令和6年4月、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が制定されております。この法律を受けて現在DVに対する認識もかなり変わってきておまして、山口市が今運営している男女共同参画センターの方にもDVに関する相談が多数寄せられている現状があります。今後の議論の参考にしていただければと思ひまして、紹介させていただきました。

<議長>

ありがとうございました。前回の指針改定時から今に至るまで、どのようなことがあったのかということについての簡単な説明がありました。改めて、今の話を受けて、自分なりに思うことや意見をいただけたらと思ひます。

<B委員>

外国人に対する差別発言については、山口ではまだ都会において見られるような深刻なところまでではないと思ひますが、市民の中に外国人を排除するような意識があるのか知りたい。それから災害に伴う人権問題についてですが、私は男女共同参画を推進する団体に所属しており知ったのですが、全国女性協議会（注：全国女性会館協議会の意）というところなんですけれども、内閣府がバックアップをして、全国の男女共同参画（注：男女共同参画センターの意）や行政の災害担当の部署で、災害が起きたときに、お互いに助け合う掲示板みたいなものを作ったそうです。例えば女性用の物品が足りないから支援して欲しいとか、どこかの参画センターが手挙げて支援を求めた場合の助け合い、啓発用の資料など、そういうものを共有ができたりとか、避難所運営のノウハウを共有するというようなネットワークができていますので、ぜひ加入し活用してほしい。

<事務局>

まず、外国人の関係ですけれども、山口市内でいくと、今、留学生の数が、コロナが収束して以降、かなり増加していることがあり、あとは技能実習、技能労働の関係で、市南部地域において外国人が多く就労されてるという実態がございます。こういった方々に対する、差別的な取り扱いが今問題になっているかという件につきましては、私の方では把握しておりません。市内でも外国人が増加している状況のなかで、市民も外国人も安心して日常生活が送れるかどうかというところは、いろいろな課題があるといわれています。生活上、日本語の表記では分かりにくいとか、生活上のごみの問題などです。今後、外国人と日本人が共生していく上では、いろいろと乗り越えていかないといけない課題があると聞いておまして、今日、

多文化共生の観点から、市もこうした計画を作って、進めていると伺っております。現在、外国人に対する問題について、今回の国政選挙でも大きな争点になっております。差別的な取り扱いがないようにするために、どういうことが今後行政に求められるのか、また学校や会社でどういう対応が必要なのかということは、新たな問題として今後検討していくことが必要になると思っております。現在の山口市人権推進指針の中では、外国人の問題も確かに触れてはいるんですけども、基本方針の中には、国際交流の推進ですとか、国際感覚豊かな心の育成、外国人にやさしいまちづくりの推進というところの記述を見ると、どうやって共生していくかっていうところが主だったかというふうに思います。こういう中で、昨今、移民問題など、普通の外国人に対する差別的な発言とか書き込みが多数見受けられるということ。これは少なからず、市民の方にも影響が出てくるんじゃないかと少し懸念しているところでございます。そういう意味で、この審議会の中では、そういった外国人に対する今後の対応について、意見を賜りながら検討して参りたいと考えております。

それからもう1つのご質問いただきました災害時の人権問題ということになります。災害現場、それから、避難所におきましては、往々にして、いろいろなトラブルが起きるといのは、前から問題になっております。特に、立場の弱い方。例えば、病気を持っておられる方、障がい者の方、それから、女性の方もですね、その際、避難所の中で、大変肩身が狭く、避難所の中に入っていけないというような事案も出てきています。これは山口市の中での話ではないのですが、全国的に出てきております。外国人の方もその中に含まれておまして、言葉が通じない、食べ物が合わない、などなど、いろんな人権課題もあるという。先ほどご紹介いただきましたネットワークの助け合いがあるというの、私は今日初めてお伺いしたんですけども、すでにいろんな災害現場で対応されています。そういったところも含めて災害現場の人権につきましては、今後課題のひとつとして取り上げていく必要あると感じました。

<議長>

ありがとうございました。

重要なお指摘でした。外国人問題。災害時の人権問題。それに関連してでもよろしいので、皆さんから他に何かございますでしょうか。

<C委員>

今、男女共同参画の関係で避難所の件ですけども、災害が起きて避難所で一番困っているのはトイレ問題。トイレ問題を何とか解決したいというのがあります。避難所が完成したときに、それが完成形で不備がないかどうかを確認するチェックリストがあると思います。私は、山口市ではこれを見たことがないのですが、できればこれを作っていただいて、広げていただくと、トイレについてはかなりの安心感が出てくるのではないかと思います。

<事務局>

今のご提案について確認ですが、チェックリストというのは、どのようなものですか。避難所を開設するにあたって、女性ですとか、マイノリティーの方に対する配慮ができてくるかどうか、それを確認するためのチェックリストということですね。

<C 委員>

はい。そうです。

<事務局>

ありがとうございます。担当課に確認してみたいと思います。

<議長>

他に何かご意見がございますでしょうか。

<C 委員>

先ほど、外国人の方の多文化共生という話の中で、相談体制の整備とか外国人にやさしいまちづくりの推進とかいう項目が挙がっていたのですが、市の窓口等で使う言語に関して、どれくらい多言語化が進んでるのか、もしご存じであれば教えていただきたい。日本語が得意でない外国人の方が結構いらっしゃると思うのですが、例えばガイドブックではどれくらいの言語で作られているとか、相談窓口では、外国語に強い人がどれくらいいるのかということをお尋ねします。

<事務局>

私の知っている範囲では、基本的に英語を母語とする外国人のほかは、労働者の方では、アジア圏が多いという気がしております。そういった方々に対する窓口というのは、本当に困ったときは市役所に相談されることはあまりなくて、お勤め先、或いはそういった勤め先をコーディネートしてくれた事業所に相談があるようです。言葉のやりとりについては英語なり、その国の言語でお話しされることもあると思いますが、今や翻訳はスマートフォンの翻訳機能もあるし、専門の機械もありまして、そういうものを介してのコミュニケーションができると聞いております。

<議長>

ありがとうございます。先ほどご意見が出てきたところ以外でも結構です。

<C 委員>

外国人の問題もあるんですけども、行政で申請書をですね、やっぱり住民票等を外国の方が提出する場合、中身を理解できるかどうかなんです。今は、極力やさしい日本語を使うというような考えもあるみたい。例えば生年月日っていうのを、日本語がわからない人に言っても、まずわからない。住所もそうですね。こういう形もちょっと考えていただければと思います。

<事務局>

今の点なんですけど、市では現在、窓口、地域交流センター含めまして、そういった申請書類の記入方法の伝え方というのは、やさしい日本語使用をしております。窓口では、通訳をできる機械を利用しています。かなりの言語に対応できるように、説明させていただいている状況でございます。今後、審議していただく中でご指摘いただければさらに進めていくような行政サービスができるかと考えています。

<議長>

はい、ありがとうございます。先ほどお話の中でも出てきたんですけど、ネットの問題ですよね。これは8年前にはあまり想定されていなかった状況が今、刻々と起きているってところがあると思うので、この点については、今後その変更の中でも、いろいろ意見を出し合って、考えていかないといけない部分なのかと、個人的には思っております。

今日、今すぐ何か出せって言われたら困るというようなこともあろうかと思うので、本日の配付資料の中に、「意見書」というものが入っているということですので、どういう形で回収するのかについて説明してもらってよろしいですか。

<事務局>

本日お配りをさせていただきました「意見書」がございます。本日の会議で思われたことやお気づきになったこと何でも結構ですので、記入いただけたらと思います。提出方法はどのような方法でも構いません。ご提出いただきましたら事務局の方で、内容を整理させていただき、回答が必要なものについてはお示しできるような形で考えたいと思います。様式は問いませんが、いろいろな意見を賜りたいと考えておりますので、ぜひご活用していただければと思います。特に期限は設けておりませんが、できましたら3月ぐらいまでをお願いします。

<議長>

そういうような形で、今日、ご意見がすぐに出なかった方につきましては「意見書」にて受け付けるということですので、ご活用いただけたらと思います。

最後に言っておきたいことがありましたら、ご意見をお願いします。

<D 委員>

はい。

先日の選挙において思ったことですが、実は私の母は、自宅で介護中で、以前は選挙会場まで行けば何とか案内誘導してもらえたんですけど、今回、寝たきりになり投票できませんでした。隣の市の方に聞けば、選挙管理委員会の方が来てくれたということもあるようです。私の母については、そのような取り扱いがなかったです。事前に郵送登録とか何かすれば、郵送等の請求ができるようなことを聞いていたんですけど。どこで調べていいか分からなかったということがありまして。今回は、断念したんですけど、このような事が容易に調べられるようなことができればよかったです。

先ほどSNSの件があったのですが、AIがすごく今発達してきてですね、高齢者の方が、情報が正しいかどうか判断がつかなくて信じてしまう人がいることから、システムでこれを防止できないかということですね。その辺りは技術の進歩により、イタチごっこになると思っています。心配している状況です。

<事務局>

ご意見ありがとうございました。

選挙の件に関しましては、選挙管理委員会での対応になりますので、私どもからの回答は難しいところです。

寝たきりの方に対する選挙権行使の対応というのは確認しまして、改めて情報提供させていただこうと思います。

それからもう1つのSNS、AIについてですが、ご案内のとおり、確かに今フェイク情報が増えておりました、これが本当なのか、偽物なのか区別がつかない状況になっております。一方で、表現の自由というところもありまして、この動画を使って、営業したり創作活動に使用したりする部分もあります。これらをどのように規制していくのかというのは、非常に高度な判断が求められる事案になりますので、おそらく国、関係機関でもこのような事を問題として取り上げているのではないかと思います。市として何ができるかというところは、今後慎重に考えていかないといけないところではあります。そういった問題意識をまず皆様と共有するという事は、まずもって大事な事ではないかと思います。今後の議論の中でも、どんどん進化していくAIや、技術革新に対して人権をどのように守るかという視点が大事な協議事項になると思います。

<議長>

他はいかがでしょうか。

<E委員>

配布資料は和暦だけでなく、西暦も併記いただけるとありがたいと思います。

<事務局>

今後は併記する形で準備したいと思います。

<議長>

よろしいでしょうか。皆様、いろいろなご意見、ありがとうございました。

山口市人権推進指針の分野別課題もありますが、新たに取り上げた方がよいとか、取り下げた方がよいとか、そういう事も含めて、後日ですね、ご意見、頂戴できればと思います。本日の議事は以上でございます。それでは事務局に進行を引き継ぎます。よろしく申し上げます。

<事務局>

会長さんどうもありがとうございました。

それでは、最後にその他ということで、事務局の方から、数点、ご説明いたします。

本審議会の委員の皆様の任期につきましては、本年の5月末ということになっております。次の審議会につきましては、市民意識調査準備の関係等もございまして、8月頃を予定いたしております。人権施策推進審議会の次期委員の団体推薦につきまして団体に対して、4月になりましてから依頼させていただきたいと考えております。それから、公募委員につきましても、3月中には、募集の手続きを行うこととしております。

それから、本日の会議録につきましては、事務局の方で案を作成いたしまして、公開する前には、委員の皆様に、ご確認をさせていただきたいというふうに思います。

	<p>その際にはご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の委員の皆様への報酬につきましては、市に登録されております指定の口座にお振り込みをさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回目山口人権施策推進審議会を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1 人権推進施策推進審議会の議事内容</p> <p>資料2 山口市人権施策推進審議会条例</p> <p>資料3 山口市人権施策推進審議会会議運営要領</p> <p>資料4 山口市の人権教育・啓発（令和7年度）</p> <p>資料5 山口市人権推進指針改定のスケジュール（予定）</p> <p>資料6 分野別人権課題の比較整理表</p> <p>資料 山口市人権推進指針（概要版） 「パートナーシップ宣誓制度」（チラシ） 犯罪被害にあわれた方へ（チラシ） 山口市犯罪被害者等見舞金制度のご案内（チラシ）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室</p> <p>TEL 083-934-2767</p>